

役員選挙規約

(目的)

第1条 本組合員の役員選挙は、中小企業等協同組合法（または中小企業団体の組織に関する法律）または定款に定めのあるものの外、この規約の定めるところにより行う。

(選挙の期日)

第2条 役員任期満了による選挙は、役員任期が終る日の30日以内、またはその日の後10日以内に行う。

2 役員補欠のための選挙は、これを行うべき理由の生じた日から2ヶ月以内に行う。

3 役員定数の増加を議決したときは、増員された数の役員選挙は、その議決をした総会において行う。

(選挙管理人)

第3条 投票により行う選挙には選挙管理人を置く。

2 選挙管理人は、投票および開票に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第4条 投票により行う選挙は、選挙立会人を2人以上3人以内で置く。

2 選挙立会人は、総会において選任する。

(投票箱の確認)

第5条 選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第6条 投票用紙は、別記第1号および第2号の様式による。

(投票用紙の交付)

第7条 選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第8条 組合員は、投票用紙にみずから被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(書面による選挙権の行使)

第9条 組合員は、定款第32条の規定により、書面による選挙権を行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を記載した書面を開票前までに本

組合が受理できるように送付しなければならない。

(1) 被選挙人の氏名

(2) 指名推せんの方法による選挙の可否または条件

2 前項の書面には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(投票の終了)

第10条 選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立合人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

(投票用紙交付数の確認)

第11条 選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立合人の確認を得なければならない。

(開 票)

第12条 開票は、選挙立合人立合の上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第13条 次の投票は、無効とする。ただし、第1号の事項については、書面による選挙権を行う場合はこの限りではない。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

(3) 被選挙人の何人を記載したかを確認し難いもの

2 投票が前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が選挙立合人の意見を徴して決定する。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票を終ったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(選考委員)

第15条 定款第32条第5項の規定による選考委員の数は5人以上7人以内とする。

(選考結果の報告)

第16条 選考委員は、被指名人の選定を終ったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

第17条 この規約は、平成6年1月6日付で作成されたものである。

1 変更された規約の発効日は、平成18年5月1日とする。

2 変更された規約の発効日は、平成27年3月15日とする。

様式第1号（第6条の規定による単記式投票用紙）

(外 側)

何々選挙投票

折
り
目

(内 側)

(注)欄内に一人書くこと

選挙しようとする者の氏名

様式第2号（第6条の規定による連記式投票用紙）

(外 側)

理事長選挙投票

折
り
目

折
り
目

折
り
目

(内 側)

(注)欄内に○人と書くこと

選挙しようとするものの氏名
